

改正

平成28年7月1日告示第79号

伊達市各種体育・スポーツ大会激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の体育・スポーツの普及・奨励、技術の向上を図るため、各種体育・スポーツ大会に出場する選手、監督及び団体（以下「選手等」という。）に対する各種体育・スポーツ大会激励金（以下「激励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 激励金は、本市に住所を有する者又は現在学生であって帰省先が本市内にある者で、かつ、別表に規定する大会（以下「大会」という。）の開催要項に定められている選手等に交付する。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当ときは、この要綱による激励金は交付しない。

- (1) 予選会又は選考会を経ずに出場できる大会（ただし、標準記録突破による出場の場合を除く。）
- (2) 1つの予選会又は選考会により2つの大会の出場権を得られる場合におけるどちらか1つの大会
- (3) 親善、交歓等を目的とする大会
- (4) 招待により出場する大会
- (5) 伊達市教育振興事業補助金交付要綱（平成18年伊達市告示第154号）又は伊達市高等学校全国大会出場補助金交付要綱（平成22年伊達市告示第12号）に基づく補助金を受ける場合

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表に規定する大会の区分に応じ、同表に定める額とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする選手等は、全国大会等が開催される日の原則10日前までに、各種体育・スポーツ大会激励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該大会の開催要項

(2) 当該大会の参加申込書（写し）、選手等の氏名及び住所を記載したもの

(3) 予選会の戦績が分かるもの又は選考会を経たことが分かるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、この要綱に適合すると認めるときは、激励金の交付を決定する。

2 前項の決定の通知は、申請者に対する激励金の交付をもって代える。

(結果報告書の提出)

第7条 激励金の交付を受けた選手等は、第2条の規定する大会の終了後30日以内に、各種体育・スポーツ大会結果報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、激励金の交付決定又は激励金の交付を受けた選手等に次に掲げる事由が認められるときは、激励金の交付決定を取消し、又は既に交付した激励金の返還を命ずることができる。

(1) 不正な行為があったとき。

(2) 全国大会等に出場しなかったとき。

(3) その他本要綱の趣旨等に反すると市長が判断したとき。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日告示第79号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	対象となる大会	激励金		備考
		単位	金額	
国際大会	(財)日本体育協会加盟競技団体種目にある国際大会	1人につき	50,000円	国内で開催される場合は、1人につき10,000円
国民体育大会	国民体育大会	1人につき	10,000円	1団体10人以上の場合、100,000円を限度とする。
全国高等学校総合体育大会	全国高等学校総合体育大会 全国高等学校定時制通信制体			

	育大会			
その他の全国大会	主催等が、文部科学省、(財)日本体育協会又は(財)日本体育協会加盟競技団体である 全国大会 その他市長が認めた全国大会			
東日本大会	主催等が、文部科学省、(財)日本体育協会又は(財)日本体育協会加盟競技団体である 東日本大会	1人につき	5,000円	1団体10人以上の場合は、50,000円を上限とする。
東北大会	対象が中学生以下のスポーツ団体が参加する大会(中学校の部活動を除く)	1人につき	3,000円	1団体10人以上の場合は、30,000円を上限とする。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)